

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 施行規則

制 定 平成19年3月1日規則第5号

最近改正 平成21年9月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間は、38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第3条 条例第3条第2項の規定により割り振る1日の勤務時間は午前8時45分から午後5時30分までの間の7時間45分とする。

(休憩時間)

第4条 条例第4条に規定する休憩時間は、正午から午後1時までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平20. 4. 1 規則7）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平21. 9. 1 規則5）

この規則は、公布の日から施行する。